



水防訓練を実施しました

5月26日、小貝川河川敷(取手市)で水防訓練を実施しました。

この訓練は、水防体制の強化を目的に年1回行われ、牛久市消防団からは、牛久沼に隣接する第3分団(城中)、第6分団(新地)、第7分団(南部)が参加しています。今回は、利根川水系県南水防事務組合、稲敷広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合の三組合が合同



釜段工法：堤防が漏水した場合に、噴出口を中心に土のうを積みむことで水の噴出を止めます。

で主催し、訓練では小貝川の漏水を想定して、各消防団の団員が共同で、土のう、竹竿、ビニールシートなどを駆使した水防作業を実践しました。

訓練に参加した団員は、消防署員や竜ヶ崎工事事務所の職員から指導を受けて、水防技術の向上に励みました。

交通防災課 ☎内線1682



表席張り工法：水流により堤防の内側が崩れかけている箇所などをビニールシートなどで覆い、堤が崩壊するのを防ぎます。

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ
【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)
【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

訪問販売の勧誘を止めてくれる？ 高額な手数料の請求！

相談

一人暮らしの高齢な母宅に、公的機関を名乗る男性が突然訪ねてきて「あなたは過去にいろいろな業者から健康食品、寝具などを購入しているため、今後も勧誘が続く。訪問販売業者が来ないように手続きしてあげるの、その費用として150万円必要」と言われたことが分かった。母はその男性と自宅でお金を渡す約束をしているようだがどうすればよいか。(当事者80歳代女性)

◆過去に訪問販売でトラブルに遭った人が、電話や郵便、来訪などで「訪問販売業者の勧誘を止める」「被害者名簿から削除する」などと持ち掛けられ、その後手数料を請求されたなどの相談が寄せられています。

◆実際に手数料を支払われたり、別の商品売りつけられたりして、二次的な被害が生じるケースも見られます。

◆仮に何かの手続きをしたとしても勧誘が止まる保証はありません。特に金銭を要求された場合は、決して信用してはいけません。きっぱり断りましょう。

◆高齢者が不審な勧誘を受けていないかなど、身近な人が日ごろから気を配ることが大切です。

※トラブルに遭われた方は、一人で悩まず早めにご相談ください。